

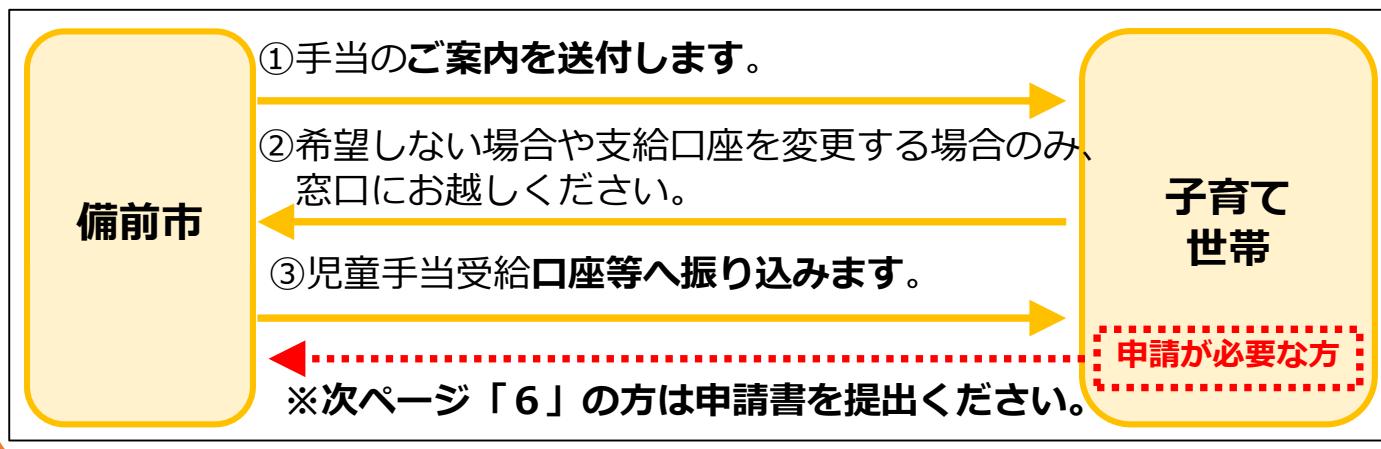
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は次ページの「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、令和8年1月23日(金)までに次ページ記載の窓口へお越しください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**または上記（2）の**保護者のうち生計を維持する程度(所得)の高い者**

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

備前市では令和8年1月末ごろから順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は、裏面記載の窓口までお問い合わせください。
注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

次ページに続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、窓口で届け出た口座に振り込みます。（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座の解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が必要です。窓口または郵送で申請書を提出ください。

- ① 所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ③ 令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等を含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

※ ②・③は、令和7年12月末までに備前市へ児童手当認定請求書を提出済みの場合は不要）

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月出生の場合は10月分）の児童手当を支給した市区町村から、児童手当受給口座または届出書により届け出た口座に振り込まれます。
ご不明な点は、引越し前の市区町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続を行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続についてご確認ください。

※所属庁から申請書が配布されることになっています。申請書の提出前に所属庁による児童手当の受給者であること等の証明を受けてください。

お問い合わせ先（備前市役所）

こどもまんなか課（2階窓口）
電話：**0869（64）1853**
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)

 「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに備前市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに備前市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。